

平成 年 月 日

文化庁長官

殿

保持者

住所 滋賀県

氏名

印

選定保存技術の保存に影響を及ぼす故障の届出書

このたび、下記のとおり、選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたので、文化財保護法第73条の規定および重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則第2条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 認定年月日
- 3 心身の故障の生じた年月日
- 4 身心故障の状況
- 5 その他参考となるべき事項